

島根県報

号外第五〇号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

規則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

目次

(薬事衛生課)

公布された条例等のあらまし

◇と畜場法施行細則の一部を改正する規則(規則第五七号)

一 規則の概要

- 1 と畜場法施行令第一条第十一号の構造基準を定める条例の制定に伴い、規定を整理することとした。(第六条関係)
- 2 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第五十七号
と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和二十九年島根県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「及び」を「、」に改め、「省令」という。」の下に「及びと畜場法施行
令第一条第十一号の構造設備の基準を定める条例(平成十五年島根県条例第二十七号)」
を加える。

第六条から第八条までを削り、第九条を第六条とし、第十条を第七条とする。
別表中「(第9条関係)」を「(第6条関係)」に、「中国農業試験場畜産部と畜場」
を「近畿中国四国農業技術センター畜産草地部(食肉生産研究施設)」に改める。
様式第一号中「殿」を「様」に、「業務規定」を「業務規程」に改める。
様式第一号中「殿」を「様」に改める。

様式第三号中「様」を「年月日生」を削る。

様式第四号中「殿」を「様」に改め、「年月日生」を削る。
様式第五号から様式第七号までの様式中「殿」を「様」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

平成15年3月28日

島根県報

号外第50号 (2)

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行